

## 市庁舎整備基本計画素案に対する委員会意見

No	素案頁	素案項目	意見	事務局案	素案修正
1	7頁	第1章 (3)関連計画との整合 ①八千代市都市マスタープラン 2-5 福祉に関する方針	関連計画に「車いす用トイレ」との記載があるが、車いすに乗った方だけではなく、様々な障害をお持ちの方に配慮した、多目的トイレを整備してもらいたい。	多目的トイレを適切に設置いたします。 また、素案16頁「(4)人や環境にやさしい庁舎 ①ユニバーサルデザインへの対応」に記載の「子ども連れや障害者の利用に配慮し、オストメイトに対応した多目的トイレを適切に設置します。」を「子ども連れや障害者等の利用に配慮し、 <u>どなたでも利用可能なオストメイト対応多目的トイレ</u> を適切に設置します。」に変更いたします。	有
2	9頁	第2章 IV. 人や環境にやさしい庁舎 老若男女、障がいの有無、国籍にかかわらず～ (以下、略)	素案には「障害」「障がい」の2つの表記がありますが、何か使い分けの意図があるのでしょうか。	素案9頁の「障がい」は誤表記となりますので、「障害」に修正いたします。 ※9頁以外は「障害」の表記となっております。	有
3	13頁	第3章 (1)市民の安心・安全を支える庁舎 ①防災中樞拠点として高い耐震性の確保	建物の構造形式である、耐震・制震・免震の違いの図と説明があり、「設計段階で専門家の支援を得て決定」と書かれていますが、基本的な事ですので当委員会においても構造の違いによる費用負担の差を概算で良いので示して頂ければと思います。	構造形式の説明を見直し、修正いたします。	有
4	14頁	第3章 (1)市民の安心・安全を支える庁舎 ②防災関連機能の強化	以下の理由から、駐車場等の地下にガソリンスタンドの様な、燃料の備蓄タンクを設けて、発電機の燃料となる軽油等を備蓄した方が良いのではないかと思います。 ・防災拠点の電力供給や燃料の確保は、最優先すべき事項である。 ・大災害の時に電力の供給が72時間で再開されるとは限らないことに加え、道路の寸断や燃料自体の不足により燃料が追加できない可能性もある。 ・避難してきた住民の寒さ対策としての灯油やある程度ガソリンも備蓄しておけば、本当の意味での防災危機管理拠点施設になれる。	燃料備蓄タンクにつきましては、新庁舎整備において整備すべきと考えておりますが、ガソリンや軽油等は消防法上の「危険物」であり、取扱には様々な制約が発生する事から、今後、総合防災課及び消防本部と必要な燃料について検討し、設計段階で決定いたします。	無
5	15頁	第3章 (3)市民に開かれた庁舎 ①使いやすい市民利用スペースの設置	「市民に開かれた庁舎」の内容として、懇談できる待合スペース・交流スペースの記載と100～150人収容の多目的スペース・1階エントランスの解放について記載されています。この中に市民活動団体が数名～数十人程度の会議や活動で使える場所があるのかが不明でした。	ご意見の市民活動スペースは設置予定であり、機能面・運用面につきまして所管部署と検討を進めております。 また、セキュリティ面を含む管理・運用方法につきましては、頂きましたご意見を考慮しつつ所管部署と検討し、設計段階で決定いたします。	無
6			以下の理由から、市民活動サポートセンター機能を新庁舎に移転させるべきだと思います。 ・今後、市民が市民を支える活動が、とても大切な世の中になると加え、市民活動サポートセンター機能を移転すると共に、市民活動サポートセンターで開催されているイベント等を新庁舎で開催することで、市民にとって身近で実用的な市役所であって欲しいと思うため。 ・現在の市民活動サポートセンターは、市民の方々の使用頻度もあまり高くない様で、施設の維持管理費ももたないことに加え、市の所有であるなら売却して市役所の立替え資金にした方が良いと思うため。  また、サポセン機能を移転した場合は、どの団体でも利用できるのではなく、一定の基準を満たした、八千代市の市民への貢献度の高い健全な団体を書類審査や面接等により認定して、認定団体のみが使用できるようにする方が良いと思います。 会議室や活動スペースは、市役所の担当部署への事前予約とし、鍵はキーレスとして暗証番号で入室できるシステムとするのはいかがでしょうか。		無
7	15頁	第3章 (3)市民に開かれた庁舎 ①使いやすい市民利用スペースの設置	市民の使える会議室をなるべく多く。	市民利用・協働スペースの設置を予定しており、配置を含めて設計段階で検討いたします。	無
8			食堂を上階の見晴らしの良い所に置く。	市民が利用しやすいコンビニ、レストラン、ATM等の設置について検討してまいります。 詳細については、設計段階で決定いたします。	無
9			コンビニ、レストラン、ATM等を設置する場合は、外部から利用しやすくなるように計画してもらいたい。		無
10	15頁	第3章 (3)市民に開かれた庁舎 ②開かれた議会機能の確保	議会の空き時間を有効利用出来る様に。	議場整備においては、議会開催時以外での市民利用も想定し、必要な機能を検討いたします。	無

No	素案 頁	素案項目	意見	事務局案	素案 修正
11	15頁 16頁	第3章 (3)市民に開かれた庁舎 ①使いやすい市民利用スペースの設置	素案に、市民利用スペースについて、 ・100-150人程度を収容可能な多目的スペース ・地域交流の活性化を図るためのイベントスペースとして～中略～広場を ・市民利用スペースに磁気ループ と記載されていますが、これらの場所は、別々の空間として考えているとの理解でよろしいでしょうか。そうであれば、市民利用スペースとして、どのような場を考えているのか、初めに明記していただいた方がわかりやすいと思います。	ご指摘のとおり、言葉の定義が曖昧でわかり辛い部分がございますので、整理・修正いたします。	有
12		(4)人や環境にやさしい庁舎 ①ユニバーサルデザインへの対応	現在、主任児童委員が保育のお手伝いで関わっています、子ども部主催の子育て支援事業があります。それに関連して、子育てに悩む母親が支援を受けている間、保育者達預かりの子ども達と過ごす、保育ルームの様な空間を作っていただければありがたいです。 例えば、多目的スペースの近くに作っていただくと、託児付きのイベントも企画しやすくなると思います。	会議室につきまして、保育ルームや託児室として転用できるよう仕様を検討し、一定数整備いたします。 詳細につきましては、設計段階で決定いたします。	無
13	15頁	第3章 (4)人や環境にやさしい庁舎 ①ユニバーサルデザインへの対応	一般市民の来庁者の多い部署のロビーには、子ども(特に0～2歳)の遊ぶスペースを確保する等の配慮があるといいと思います。	子どもの遊ぶスペースの設置につきまして検討いたします。 詳細につきましては、設計段階で決定いたします。	無
14	17頁 18頁 16	第3章 (6)その他機能 ①来庁者駐車場・駐輪場	駐車場にゲートは設置しないでもらいたい。	駐車場の検討において参考とさせていただきます。 詳細につきましては、設計段階で決定いたします。	無
15			駐車場について、台数確保もさることながら入口までの動線の配慮も必要と考えます。		無
16			適正な台数の来庁者用駐車場を整備してもらいたい。		無
17	18頁	第3章 (6)その他機能 ②公用車駐車場、職員用駐車場・駐輪場	職員用駐車場をどうするか検討してもらいたい。	庁内で協議のうえ、職員用駐車場整備の方向性が決定次第、素案に記載いたします。	有
18	—	第4章 新庁舎の規模	障害をお持ちの方に配慮した部署・窓口の配置を検討してもらいたい。	「オフィス環境整備現況調査業務」の結果及び庁内協議を踏まえ、部署・窓口の配置について検討いたします。	—